

安心院高校視察等支援事業実施要項

令和4年7月13日

(趣旨)

第1条 大分県立安心院高等学校(以下、安心院高校という。)が、令和5年度入試から生徒を全国募集することに伴い、安心院高校が実施する体験入学等や、入学を検討するための視察について側面的に支援を行うことで、安心院高校で学ぶことやその周辺地域で暮らすことの魅力を感じてもらい、入学者数や関係人口の増加に結び付けるため、大分県外の中学校に在学する者及びその保護者であって、安心院高校に入学を希望するものに対し、安心院高校視察等支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、大分県外の中学校に在学する生徒(中学3年生)及びその保護者(県外在住者に限る)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 安心院高校が実施する体験入学等に参加する者
- (2) 安心院高校入学を検討する目的で本市を現地視察する者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者1人につき、5千円とする。

- 2 前項にかかわらず、補助対象者の補助額は、1万円を上限とする。
- 3 補助金の交付は、当該年度内に補助対象者に1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度内に安心院高校視察等支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日を証明する書類
- (2) 居住地を証明する書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 会長は、第4条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、安心院高校視察等支援補助金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- (3) その他会長が決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第8条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本要項は、令和4年7月13日から施行する。

安心院高校視察等支援補助金交付申請書兼請求書

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長 宛て

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
連絡先

年度において、安心院高校視察等支援事業実施要項第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請及び請求します。

記

1. 交付申請額及び請求額 _____ 円

2. 参加者の状況

生徒氏名		参加保護者氏名	
現住所			
所属学校名		学 年	
参加年月日		連絡先(携帯電話等)	

3. 添付書類

- (1) 氏名及び生年月日を証明する書類
- (2) 居住地を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4. 振込先

フリガナ													
口座名義													
金融機関名					支店名								
種 別	普通・当座・その他				口座番号								
株式会社 ゆうちょ銀行	記号					番号							

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

安心院高校視察等支援補助金交付（不交付）決定通知書
兼額の確定通知書

様

安心院高校生徒全国募集支援協議会
会長

年 月 日付で交付申請のありました、安心院高校視察等支援補助金については、下記のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので、安心院高校視察等支援事業実施要項第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定及び確定額 金 円

2. 不交付の理由（不交付の場合）

注：補助金は、本通知から2週間以内に指定口座へ振り込みます